


第103回 国際経済法研究会資料

米国海外腐敗行為防止法(FCPA)の域外適用と
新たな国際経済法秩序の確立状況について

2014年10月17日

ニューヨーク州弁護士 内田 芳樹

1. FCPAの日本企業への適用状況

- 
- ◎ 2008年12月10日M.H氏、(株)プリチストンInternational Engineered Products Department部長。独禁法とFCPA違反
 - Plea Agreement (“PA”), 収監(imprisonment) 2年。罰金(fine) 8万ドル。
 - ◎ 2011年9月15日(株)プリチストン
 - PA, 米国独禁法 (Sharman Act) 違反及びFCPA 違反 28百万ドル
 - ◎ 2011年4月6日 日揮(株)
 - FCPA違反(贈賄条項)の共謀。FCPA違反(同上)の幫助、
 - 司法省とDeferred Prosecution Agreement (“DPA”)締結。期間2年7日、罰金218.8百万ドル。
 - ◎ 2012年1月17日 丸紅(株) No.1
 - FCPA違反(贈賄条項)の共謀。FCPA違反(同上)の幫助
 - 司法省とDPA締結。期間2年7日。罰金54.6百万ドル
 - ◎ 2014年3月19日 丸紅(株) No.2
 - PA、FCPA共謀罪、FCPA賄賂代金支払い(代理店に対する支払い)
 - 88百万ドルの罰金支払いで合意

2. 管轄権上の分析

本当にCONSPIRACYにより管轄権の拡張が見られるか？(1)

- ◎ ブリヂストン事例
 - 共同謀議の会議を米国内で行いM.H氏が参加。子会社の米国法人 (Domestic Concern) が積極的に動き、賄賂を支払うべき相手方を洗出し、東京本社へ報告＝米国管轄権認定容易
- ◎ 日揮
 - 属地・属人主義当てはまらず。米国管轄権が及ぶ他の共謀者 (Domestic ConcernとIssuer) との共謀関係に基づいて米国の管轄権を拡張した事例
- ◎ 丸紅No.1
 - 同上。但し、テキサスへ手数料関係のFAXを送っている (属地主義主張の余地あり)
- ◎ 丸紅 No.2
 - 米国での会議に担当者出席。また共犯者にAlstom USAとその役職員 (米人) が入っている。
- ◎ 日揮の事例がconspiracyによる管轄権拡張として一番明快。実際にwire fraudの話も無い。

2. 管轄権上の分析

本当にCONSPIRACYにより管轄権の拡張が見られるか？(2)

- ◎ ブリヂストン (法人・個人) 事例 ⇒共同謀議の会議を米国内で行いM.H氏が参加。子会社の米国法人 (Domestic Concern) が積極的に動き、賄賂を支払うべき相手方を洗出し、東京本社へ報告＝米国管轄権認定容易
- ◎ 日揮 ⇒属地・属人主義当てはまらず。米国管轄権が及ぶ他の共謀者 (Domestic ConcernとIssuer) との共謀関係に基づいて米国の管轄権を拡張した事例。
- ◎ 丸紅No.1⇒同上。但し、テキサスへ手数料関係のFAXを送っている (属地主義主張の余地あり)。
- ◎ 丸紅 No.2⇒米国での会議に担当者出席。また共犯者にAlstom USAとその役職員 (米人) が入っている。

日揮の事例がconspiracyによる管轄権拡張として一番明快。実際にwire fraudの話も無い。

3. 司法取引の問題点

- 長期間の拘留・取り調べ中に共謀者・幫助者に関する情報提供を求め、減刑等を交渉材料にする。
- 芋づる式起訴と各当事者企業の贈賄資金源捜査・内部統制不備状況の確認がなされる
- 雇用企業についても情報提供の程度を見て協力的か非協力的か判断、従って役職員の出頭要請があった際に断ると企業として不利な扱いになる
- 事実と異なる認定がされた場合、あるいは予断に基づく捜査が行われた場合でも、反証するには客観的証拠があるが、日本企業はそれが弱い
- 敵対的証人 (Hostile Witness) に対する反対尋問は裁判所へ行かないと原則困難
- 法人の場合は、DPA/ NPAを持ちかけられて断る法人はない。また、DPAの締結は、贈賄企業の親会社・関係会社も共同当事者とできる。

©MDPビジネスアドバイザー（株）2014

5

4. 共謀者（共犯者）の自白と司法取引の問題点

ナイジェリアLNG案件時系列

単位：100万米ドル

順位	名前	国籍	役割	起訴年月	自白額	捜査額	和解額	取扱い	期間
1	Albert "Jack" Stanley	米国	国内関連者	2008年9月	—	10.8	10.8	収監	30ヶ月**
2	KBR/ Halliburton	米国	国内関連者	2009年2月	177	402	579	無	3年*
3	Jeffrey Tesler	英国	Agent	2009年3月	—	約140	約140	収監	21ヶ月
4	Wojciech J. Chodan	英国	Agent	2009年3月	—	約0.7	約0.7	保護観察	1年
5	Technip SA	仏国	発行者	2010年8月	98	240	338	有	2年+7日
6	Snamprogetti / Eni	蘭国/ 伊国	親会社が発行者	2010年7月	125	240	365	有	2年
7	日揮	日本	共謀者	2011年4月	—	218.8	218.8	有	2年+7日
8	丸紅	日本	Agent	2012年1月	—	54.6	54.6	有	2年+7日
	合計				400	約1,315.9	約1,715.9		

©MDPビジネスアドバイザー（株）2014

6

5. 各国立法・条約・協定等の状況

- ◎ 米国FCPA (Foreign Corrupt Practices Act of 1977、1977年海外腐敗行為防止法)
- ◎ OECD外国公務員贈賄防止条約 (1998年)
- ◎ 国際連合腐敗防止条約 (United Nations Convention against Corruption) 2005年発効
 - ・ 国連グローバルコンパクト (2000年7月)、世界145ヶ国で1万を超える団体・企業が署名 (日本は192企業が署名 (2013年末現在))
 - ・ OECD多国籍企業ガイドライン (1976年、直近では2011年改訂) 44ヶ国参加
 - ・ OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス (2011年5月)
- ◎ G20ソウルサミット首脳宣言「G20腐敗対策行動計画 (2010年11月)
- ◎ 各国での立法
 - ・ 2010年イギリスも贈収賄法(Bribery Act)を公布、2011年7月より施行
 - ・ 中国 (2011年)、ロシア(2011年)、メキシコ (2012年)、ブラジル (2013年) 等、外国公務員に対する処罰立法活性化。ミャンマーのように新たに導入過程の国もある (2013年反贈賄法立法、2014年3月、取締機関である反贈賄委員会設置)
- ◎ 各国での法執行強化
 - ・ 併せて各国における贈収賄処罰事例も急増 (特に中国)。

6. 企業相手のDPA/ NPA/ PAの特色(1)

- ◎ 司法省訴追猶予契約 (Deferred Prosecution Agreement, 略称「DPA」) の効用と問題。
 - ・ 刑事処罰となったブリヂストンの事例は例外として、最近の法人処罰は多くの場合DPA乃至はNPA (non-prosecution agreement) によって行われている現実がある。残りの場合も殆どがPlea Agreement (「PA」) が締結され、正式な裁判は受けない。
- ◎ DPAとNPAの違い
 - ・ PAは裁判所の許可が必要、NPAは不要
 - ・ DPAはpublic recordとして開示対象となるが、NPAは必ずしも開示されない
 - ・ DPAは略式起訴状 (information) を伴うが、NPAは何ら公的起訴状を伴わない
 - ・ 時効停止効果は、DPAもNPAも同じ。
 - ・ DPAでは罰金は必ず伴うが、NPAは通常の場合伴いはするが、MUSTではない。
 - ・ 付随的な訴訟で内容が否認されることは、DPA/NPAどちらでも極めてまれ。
- ◎ DPA/NPAの効用
 - ・ 起訴・有罪判決がなされると企業としての存続が危うくなるほか、政府・国際開発銀行グループ (例、世銀) からの調達からの締め出し・排除対象となってしまう。
 - ・ 無実の株主に起訴・有罪判決のリスクが及ぶことを軽減する
 - ・ 不適切行為の性質に応じた回復措置やコンプライアンス手段を実施する余地を捜査官に与える (含む、親会社や関連会社も当事者に加える)
 - ・ 企業にとっても、実際に多くの場合内部統制やコンプライアンスを抜本的に改善する効用が見られる (実証的な調査結果あり)。

6. 企業相手のDPA/ NPA/ PAの特色(2)

◎ DPA/NPAの問題

- 起訴・有罪判決の脅威から、検察側の思い込みに従って不適切行為が認定され、DPAやNPAが締結されてしまう
(例えば、丸紅No.2の事実認定と別途公表されたコメントは日本の商社機能を殆ど理解していないと読める)
- 手続無視の違法捜査(おとり捜査・盗聴等)や司法取引により得られた証拠であっても排除されず、また適正な裁判(反対尋問等)が行われていない。
- NPAは非公表の場合もあり、透明性が確保されていない(開示要求訴訟有)。
- 法令等遵守企業にとっては、必要以上に負担が大きく、費用がかかり、商業的にも不利となる。経営者責任を問う株主集団訴訟等も招きやすい。
- 対外的にも公表されることによる信用問題が発生する他、有罪答弁を行った結果、別の公的機関の公共事業から締め出され、制裁等を受けることがある。

(なお、有罪答弁は現状、他の民事訴訟では証拠能力なしの扱い)。

受け入れ企業にとっては、長期間のコンプライアンス、改善義務、DPA/NPAの要請に違反した場合の重大なリスクをDPA/NPAの締結前に分析することが必要となる。

6. 企業相手のDPA/ NPA/ PAの特色(3)

◎ Plea Agreement (訴答契約)

- 企業(又は企業人)の場合は、通常は裁判で事実関係を争うことなく、M.H氏の事例、ブリヂストンの事例、丸紅No.2の事例いずれにおいてもPlea Agreementが使われた。
- 共謀者の自白を基に事実関係が認定され、収監期間・罰金額が合意されている。適正手続に基づく裁判が行われていない点でDPA/ NPAで指摘した問題点と同じ問題が生じている。

◎ DPA/ NPAに関してはそのあるべき姿や効果について、連邦議会が定期的に調査を行っており、効果を検証し、近立法化を予定。

- これらの問題点については、米国内でも議論がなされているが、「お上に間違いがあるはずがない、悪い奴らを懲らしめて良い」といった類の議論も多い。裁判官によるチェックは、適正手続に関わるものは殆どないに等しく見え、まれにある指摘も「こんな安い罰金で良いか」といった視点からのもののみ限られている。議会は2009年以降、DPA/NPAの動向を監視しレポートを公表しており、また現在DPA/NPAを検証する法案(the Accountability in Deferred Prosecution Act of 2014, HR 4540)が連邦議会でも審議中であるが、裁判所のDPA/NPAの内容検証・介入を可能とし(NPAは新たに監視対象となる)ている。

◎ なお、英国ではSerious Fraud Office (“SFO”)とCrown Prosecution Service が公表したDeferred Prosecution Codeが2014年2月より施行された。

7. DEBARMENT/ CROSS DEBARMENT(1)

◎ 各国政府調達

- * FCPA違反の場合、Federal Acquisition Regulation (“FAR”)の規定では、贈賄の有罪確定(conviction)または民事判決、又は記録の偽造又は廃棄を行った者、更に政府との契約者またはそのサブコンとしての現在の責任者に重大かつ直接的な影響を与える業務上の倫理又は正直さの欠如を示す他の犯罪を犯す場合については、政府契約を停止(suspension)または排除(debarment)の可能性がある(48 C.F.R. § § 9.406-2, 9.407-2)。この点、DPA/NPAは有罪判決ではないで、対象企業にとって命取りになりにくいと言える。なお、他にClean Water or Clean Air Acts, and the Food, Drug, and Cosmetic Act.や各州法に類似の規定がある場合もある。
- * EU指示書2004/18では有罪判決を受けると、debarmentは強制的に行われる。
- * 英国Bribery Actでは第7条で贈賄行為を防止を怠った企業の厳格責任が規定されているが、debarmentは当該政府機関の自由裁量問題である。
- * カナダ政府調達排除(2014年3月より)
- * カナダは、国外に於いて贈賄で有罪となった企業の政府調達を10年間禁止。ヒューレット・パッカードは、当該法律に基づきロシア子会社の贈賄処罰を理由として今後10年カナダ政府入札不可との報道有(2014年9月)

7. DEBARMENT/ CROSS DEBARMENT(2)

◎ 国際金融機関

- * 世銀グループ、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行グループ、等
 - ・ 但し、FCPA違反認定で自動的にcross debarmentが行われるわけではなく、世銀等で独自審査を行った上で決定している。
 - ・ 日揮のナイジェリア現法は、2014年3月にアフリカ開発銀行からcross debarmentの宣告を受け、日揮は本体は5.2百万ドルのfinancial penaltyを課されている。

◎ 各国公的金融機関

- * JBIC(国際協力銀行)の融資、NEXI(日本貿易保険)の付保に直接影響
 - ・ 世銀グループ等からdebarment措置を受けていないことを確認する条件

◎ 各国公的機関

- * JICA(国際協力機構)によるM社に対する措置の公表(2014年3月26日)
 - ・ 9ヶ月間資格停止。JICAとの契約当事者になれない。JICAと契約する共同事業体の下請けにもなれない
 - ・ JICAグループ機関からも締め出される

◎ 各国民間機関

- * 各社の基準で取引対象として良い会社から締め出される恐れ。
- * 世銀グループや公的機関から締め出されている企業へは金融機関は融資しない可能性
- * J/V、代理店に違法行為を行う相手方を選ぶと問題に引き込まれるためデューデリジェンスを行い、その記録を残すことが必要になってきている(費用・手間)

8. 国連グローバルコンパクト等と企業

- 国連グローバルコンパクト等は、直接企業へ働きかけ、企業もその内容を遵守していることを謳う。贈賄禁止に関連している以下の規範は多数の企業が参加を公表している。
 - (1)国連グローバルコンパクト（2000年7月）、世界145ヶ国で1万を超える団体・企業が署名。日本は192企業が署名（2013年末現在）
 - (2)OECD多国籍企業ガイドライン（1976年、直近では2011年改訂）44ヶ国参加
 - (3)OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス（2011年5月）
- 上記のガイドライン等は、法的拘束力はないとされるものの、国際機関が直接民間企業に対し提示し、民間企業側からの遵守宣言を得るもので、いずれも反贈賄規定を有する。特に(3)については、OECD域内の企業が、域外の企業をサプライチェーンとして使っている際にそれらのサプライチェーンの企業に対しても紛争鉱物の有無の確認に限らず、贈賄排除や児童労働等の人権問題対応を求める内容となっている
- 米国が呈示したアイデアが結局は、国際的な賛同を得て国家や国際機関ばかりでなく、企業に対しても法的に強制され、更に企業同士のDDや取引基準によって、国際的な規制枠組みに入らない発展途上国の民間企業へまで影響力が及んでいる現状をどう考えるか？